

鳥取市スポーツ指導者バンク運営要領

1 趣旨

この要領は、鳥取市スポーツ指導者バンク設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が鳥取市スポーツ指導者バンク（以下「指導者バンク」という。）の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 スポーツ指導者について

この要領におけるスポーツ指導者とは、次のとおりとする。なお、（２）又は（３）に該当する者であって、（１）の資格を取得していない場合は、教育委員会が適当と認める研修会、講習会等を受講した者又は受講予定のある者とする。

（１）実技指導者

スポーツ活動の現場において、技術等の実際の指導にあたる指導者

①公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格を有する者

※指導員、コーチ、教師、トレーナーなど（スポーツ指導者及びマネジメント資格を含む）

②公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体及び加盟団体が関係する上部団体が認定する資格を有する者

③上記①、②の資格を取得する予定がある者

（２）講演・研修等の講師

教室などにおいて、スポーツ活動の知識をより深め、スポーツ理論等を学ぶために講義を行う指導者

①スポーツ理論に関する学識経験者等

※大学教授、准教授、講師など

②健康及びスポーツ安全に関する学識経験者

※スポーツドクター、栄養士など

（３）その他教育委員会が認めた者

3 登録の手順について

（１）指導者バンクに登録を希望する者は、鳥取市スポーツ指導者バンク登録申請書（設置要綱様式第１号）を教育委員会に提出する。

（２）教育委員会は、提出された（１）の申請書が適当であると認めた場合は指導者バンクに登録し、申請者に通知するとともに登録者証を交付する。

（３）指導者バンクに登録されたスポーツ指導者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じたり登録の抹消を希望する場合は、設置要綱に規定する所定の様式により速やかに教育委員会に報告する。

4 派遣の手順について

（１）指導者バンクを利用する団体等（以下「利用者」という。）が登録者の派遣を希望するときは、鳥取市スポーツ指導者派遣依頼書（様式第１号）を原則として２ヶ月前までに教育委員会へ提出する。

（２）教育委員会は、（１）の依頼書が適当と認められるときは適切な登録者を選定し、受諾の可否を打診する。

（３）登録者が受諾した場合、教育委員会は利用者にもその旨連絡する。

（４）利用者と登録者は、指導・活動にかかるお互いの意向を直接確認し合う。

- (5) (4) の話し合いの結果に伴う派遣有無の結果については、教育委員会が登録者へ連絡する。
- (6) 派遣が決定した場合、利用者は、派遣が決定された登録者（以下「指導者」という。）に連絡し指導内容などについて協議を行う。
- (7) 決定した指導・活動の内容について、利用者・指導者双方で書面をもって確認し合う。
- (8) 指導者は、利用者と確認し合った内容で指導活動を行う。
- (9) 利用者は、年度終了ごとに鳥取市スポーツ指導者活動報告書（様式第2号。以下「活動報告書」という。）を教育委員会に提出する。

5 指導者の任務

- (1) 指導者は、利用者の依頼に応じ、実技指導や講演・研修等に当たるものとする。
- (2) 指導者は、利用者と指導内容について事前に協議する。

6 利用者の範囲

- (1) 市内各地域の団体、学校関係団体、行政機関及び関係団体等
- (2) 市内でスポーツ活動を行っている団体及びグループ
- (3) その他教育委員会が必要と認める団体等

7 利用者の条件

- (1) 参加者の人数、施設、設備等が適切であること。（人数は概ね10名以上）
- (2) 参加者の事故などに対して責任をもって対応できること。
- (3) 指導者バンクを利用しての政治活動・宗教活動・営利活動などを目的としていないこと。
- (4) 参加者に対してスポーツ傷害保険に加入していること。

8 利用者の任務

- (1) 教育委員会に派遣の依頼を行う。
- (2) 指導者と事前に指導内容等について協議を行う。
- (3) 必要に応じて、指導者に謝礼等を支払う。
- (4) 事業の終了後（年度ごと）、速やかに教育委員会に活動報告書を提出する。

9 教育委員会の業務

- (1) 指導者バンクの情報を市のウェブサイトやパンフレット等により広報を行うとともに、利用者からの申込みなどの受付を行う。
- (2) 利用者からの依頼内容を検討し適切な指導者を選定して、受諾の可否を打診する。
- (3) 利用者から活動報告書を受ける。

10 指導者の派遣に対する経費

- (1) 指導者の派遣に伴い発生する謝礼等については、利用者が負担する。
- (2) 謝礼等は、設置要綱の目的に基づき依頼者の過重にならないものとし、利用者と指導者との協議の上決定する。
- (3) その他の経費は、利用者と指導者との協議の上決定する。

11 その他この要領に定めるもののほか、指導者バンクに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。